

対象案件	北広島市特定の場所における路上喫煙の制限に関する条例で定める路上喫煙規制区域の指定について	
意見募集期間	令和5年3月15日(水) から 令和5年4月14日(金) まで	
担当部署 (問合せ先)	保健福祉部健康推進課 電話 011-372-3311 内 1205	
意見提出件数	意見提出者数 6人	
	意見提出件数 12件	
	案に賛成するもの	件
	案に反対するもの	件
	案の修正を要望するもの	7件
	案に付随した要望	2件
	その他(パブリックコメントの対象以外の意見等)	3件

提出のあった意見の概要	市の考え方 (案を修正したときは修正内容)
<p><b>規制区域の拡大</b></p> <p>①エルフィンパークを含む北広島駅、周辺道路、タクシーの車内、球場につながる一帯の道路などでの喫煙はやめるべき。</p> <p>②道路は一律禁煙とすべき。</p> <p>③規制区域の道路に隣接する全ての市道も規制の対象とするべき。</p> <p>④ボールパークに隣接する公共施設やポケットパーク、バイシクルA及びバイシクルBの敷地内、アンビシャス通りと公園通りの交差点から千歳線のアンダーパスの間を規制区域に含めるべき。</p>	<p>①②③④北広島駅につきましては、健康増進法により屋内禁煙となっており、エルフィンパークは今回の規制区域に含んでいます。</p> <p>また、タクシーの車内については、健康増進法により受動喫煙防止に努める義務があり、すでに禁煙化されていると認識しています。</p> <p>本条例は、Fビレッジの開業により多くの方が通行する主要道路を規制区域に指定することにより、喫煙者のモラル向上を期待するものであり、その周辺道路等につきましては、今後の状況を注視してまいります。</p>
<p><b>規制区域の指定方法</b></p> <p>⑤あらゆる徒歩圏内の駐車場を利用してFビレッジに向かう来場者が多数見受けられることから、美沢、北進町、栄町、中央、稲穂町西、東共栄、共栄町全域を線ではなく面として規制区域に指定すべき。</p> <p>⑥線ではなく面の規制としてはどうか。</p>	<p>⑤⑥健康増進法により、屋外での喫煙についても望まない受動喫煙への配慮が盛り込まれています。</p> <p>面での規制は周辺私有地における権利等の関係もあるため、規制区域には含めていません。</p>

<p><b>規制区域の文言表現</b></p> <p>⑦規制区域の文言表現について、区域案④における西裏線との表記をアンビシャス通り(旧:西裏線)に改めるべき。また、区域案⑤における西裏線との表記を旧:西裏線に改めるべき。</p>	<p>⑦北広島市ネーミングライツ事業により、市道西裏線の愛称がアンビシャス通りになりました。誤解を生むことがないよう、アンビシャス通り(西裏線)という表記で統一させていただきます。</p>
<p><b>規制の表示方法</b></p> <p>⑧規制表示について、路上にペインティングするほか、冬期間対策として歩行者目線の高さに表示板を設置し、景観上の配慮から無雪期は取り外すべき。</p>	<p>⑧表示方法(取り外しを含む)につきましては、頂いたご意見等を含めて、今後効果的な方法を検討していきたいと考えています。</p>
<p><b>条例の考え方</b></p> <p>⑨規制区域案と条例の関係性が不明であることから、規制区域を要綱として定めるべき。</p>	<p>⑨条例第5条第1項において、「市長は、市民等の身体及び財産を保全するため、路上喫煙を制限する必要があると認める区域を、路上喫煙規制区域として指定することができる。」と定めており、今回のパブリックコメントにつきましては、これに基づいて規制区域を指定するものです。</p>
<p><b>喫煙所について</b></p> <p>⑩新たな喫煙所の設置は不要。</p>	<p>⑩現在のところ新たな喫煙所を整備する予定はありません。</p>
<p><b>喫煙所について</b></p> <p>⑪制限区域内、特に北広島駅の周辺に「地方たばこ税」を活用した喫煙所の整備を希望する。</p> <p>⑫ボールパークという片側の起点だけでなく、もう一方の起点である北広島駅に喫煙所を設けることが合理的であり、設置を希望する。</p>	<p>⑪⑫北広島駅からFビレッジまでのエルフィンロード間は、喫煙所を設置する場所等の確保が難しい状況です。Fビレッジ及び新球場内には、喫煙所が設置されていますので、そちらをご利用頂くよう周知を図っていきたくと考えています。</p>